

# 社会保険

# あいち

とじて保管しましょう



荒子川公園(名古屋市)

## 《今月の主な内容》

- 令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます
- マイナ保険証をご利用ください
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ
- 「日帰りバスツアーハイキング」のご案内

## 2024年度社会保険協会費納入のお願い

日ごろは、愛知県社会保険協会の事業運営に、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

2024年度社会保険協会費につきまして、「払込取扱票」を同封させていただきますので、納入にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、口座振替を希望された事業所様には、「口座振替のお知らせ」を同封させていただきます。

No. **563**

2024年5月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

## 令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数が101人以上の企業等）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、お知らせの送付等により個別のご案内をさせていただきます。

**現在**

被保険者数  
101人以上の企業等



**令和6年10月～**

被保険者数  
51人以上の企業等

### 〈加入対象(短時間労働者)の要件〉

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

#### ○厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数<sup>(※)</sup>が、1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

※ 法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

#### ○社会保険労務士等の専門家がサポートします！

日本年金機構では、短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所が従業員の方に説明会を行う場合などに、社会保険労務士等の専門家を無料で派遣する「専門家活用支援事業」を実施しています。

適用拡大  
に向けた準備  
の検討

従業員への  
説明  
サポート

手続きに  
関する  
アドバイス

ご利用には申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の詳細は、以下のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ（令和6年1月号）」をご覧ください。



日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>

## 従業員に賞与を支給したときの手続き

### 手続き内容

- (1) 賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することになっています。事業主が被保険者及び70歳以上被用者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「賞与支払届」により支給額等を届出します。

この届出内容により標準賞与額<sup>(※)</sup>が決定され、これにより賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者が受給する年金額の計算の基礎となるものですので適切な届出をお願いします。

※標準賞与額とは実際に支払われた賞与額(税引き前の総支給額)から1,000円未満を切り捨てた額です。

「賞与支払届」の対象となる賞与は、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対象として受けるもののうち、年3回以下の支給のものです。

(例) 賞与(役員賞与を含む)、ボーナス、期末手当、年末手当、夏(冬)季手当、越年手当、勤勉手当、繁忙手当、もち代、年末一時金等、年3回以下の回数で支給されるもの、及びその他定期的でなくても一時的に支給されるもの。

なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされ、また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は、対象外です。

- (2) 賞与にかかる保険料は、標準賞与額に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額です。保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

標準賞与額の上限は、健康保険では年度の累計額573万円(年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで)、厚生年金保険は1カ月あたり150万円とされていますが、同月内に2回以上支給されるときは合算した額で上限額が適用されます。

- (3) 賞与にかかる保険料は、毎月の保険料と合算されて賞与支払月の翌月の納入告知書(口座振替の場合は、納入告知額通知書)で通知されますので、月末までに納入(月末に口座から振替)します。なお、事業主は被保険者負担分を賞与支払い時に控除できます。

### 手続き時期・場所及び提出方法

- 提出時期 賞与支払日から5日以内      ○提出先 事務センター(または管轄の年金事務所)  
○提出方法 ・電子申請      ・電子媒体(CDまたはDVD)、紙媒体を郵送または窓口持参  
※事務センターは郵送による受付のみになります。

### 届書様式・添付書類

- 届書様式 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届」  
○添付書類 「健康保険 標準賞与額累計申出書」(該当する場合のみ)  
※この申出書は、同一年度内で複数の被保険者期間があり、標準賞与額の年度累計額が上限額573万円を超える旨の申出が被保険者よりあった場合に事業主が提出するものです。  
※標準賞与額の累計額が573万円を超え、申出書を一度提出した場合で、その後同一年度内に賞与が支払われた場合についても、その都度、この申出書を提出する必要があります。  
※同一年度内において被保険者期間が継続している(同一年度内に被保険者期間が複数ない)場合は、この申出書を提出する必要はありません。

# マイナ保険証をご利用ください

— 本年12月2日から現行の保険証は  
発行されなくなります —



## マイナ保険証を使うメリット

### 1 医療費を20円節約できる

現行の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている**医療費を20円節約**でき、自己負担も低くなります。



マイナ保険証の方が  
自己負担も  
低くなるんだ

### 2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てることができます。  
また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうこともできます。



よく覚えていない  
内容もあるから  
助かるわね

### 3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

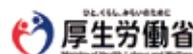


一度に高額な負担を  
しなくて済むわ

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

🔍 検索



# 傷病手当金の記入に関する注意点

事業主証明欄

## 申請用紙 3 ページ目

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ  
事業主記入用

労務に就することができなかった期間(申請期間)の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名 (カタカナ) 田中 太郎

1 06 04 04 06 04 05 10000  
2 06 04 08 06 04 08 5000  
3 06 04 01 06 04 30 20000  
4 06 05 01 06 05 31 0

4 06 05 31

例) 申請期間 R6.4.1～R6.5.31  
給与計算期間が月末締め

- 1 勤務状況の年月は必ずご記入ください  
年月の記入漏れが多くなっております。出勤の有無にかかわらず、申請期間に対する年月の記入をお願いします。
- 2 申請期間中に出勤した日付のみ、○印をご記入ください  
欠勤、有給、公休日の場合は、記入不要です。

0円の場合は記入不要

### 3 申請期間中の出勤していない日に対して支給した報酬のみをご記入ください

よくあるケース	記入の要否	記入内容
有給とした場合	○	有給日と有給金額を記入(有給期間が連続していない場合は連続する期間ごとに記入) 例: 1 R6.4.4～R6.4.5 10,000円 2 R6.4.8～R6.4.8 5,000円 (R6.4.6～R6.4.7が公休日である場合)
固定給(通勤手当、住宅手当等)の支払があった場合	○	固定給の支給対象となった給与期間と金額を記入 例: 3 R6.4.1～R6.4.30 20,000円
時間給・日給者で支払がない場合	×	4 記入不要

記入する報酬(賃金等)は、出勤していない日に対して支払った月額固定の給与や手当、有給休暇額等です。欠勤控除後の報酬が含まれていないかご確認ください。

### 4 事業主証明年月日は、申請期間の終わりの日以降の日付となります 申請書は、申請期間を過ぎてからご提出ください。

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので、健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

**全国健康保険協会 愛知支部**  
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階  
TEL: 052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

手続きは郵送でお願いします



メールマガジンにご登録ください。

健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届けします。

3ステップで簡単登録!

- 1 ご登録画面へアクセス
- 2 新規登録をクリック
- 3 アドレスなど入力、確認ボタンをクリック

協会けんぽ愛知 メールマガジン 検索





# ～日本の健康・世界の健康～

## — 自殺問題 —

名古屋市立大学大学院看護学研究科 准教授 江 啓 発

先日、警察庁による最新の自殺統計が公表された。2023年（令和5年）の自殺者数は21,837人で、前年と比べてわずかに減少している。しかし、自殺死亡率（十万人対）は男女平均で17.6となり、0.1ポイントの上昇が見られる。特に男性の自殺率は24.6と前年から引き続き上昇した。対照的に女性の自殺率は10.9で、コロナ禍以来4年ぶりに下降した。男性の自殺死亡率は女性の約2.3倍にあたる。男性の自殺率が女性より高い理由として、巷間でよく聞かれる説明に、日本社会で男性が家庭の稼ぎ頭であり、社会的なストレスが女性より高いとされるためだというものがある。

「自殺におけるジェンダー・パラドックス」と呼ばれる現象がある。自損・自傷は女性が圧倒的に多い。女性の自殺念慮、自殺企図、自殺未遂は、男性より高く、日本に限らずほぼ世界共通の状況である。一方、自殺による死亡は、男性の方が多い。ただし、女性の自殺行為は未遂に終わることが多いが、決して無視されていいわけではない。女性の自殺死亡のデータには18.7%に自傷歴があり、特に10代の女性では42.3%に自傷歴がある。これに対し、男性の自傷歴ありは6.2%、10代では10.6%である。自傷歴は女性の自殺死亡の主要な危険因子であり、自殺予防の鍵である。

時代の流れとともに、日本の自殺死亡率（図1）を見てみると、バブル経済崩壊後、国内景気が底を打った1998年（平成10年）から10数年に渡っては自殺死亡者数が年間3万人以上で高止まりしていた。この時期、政府の自殺予防は主に厚生労働省によるうつ病対策や職場のメンタルヘルス対策が中心であった。2006年の「自殺対策基本法」の制定は、こうした問題に対する政府の本格的な対応の始まりを告げるものであった。自殺を個人の問題だけでなく、社会的な要因が背景にあることを認め、精神保健的観点からのみならず、より幅広い社会的取り組みが求められた。続く2007年の「自殺総合対策大綱」の策定は、自殺に対する3つの基本的な認識（「自殺は追い込まれた末の死」、「自殺は防ぐことができる」、「自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサイ

ンを発している」）を示した。また、具体的に自殺対策の数値目標を、2005年の自殺死亡率を2016年までに20%以上減少させることとした。

2012年の大綱改定（第2次）では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、地域レベルでの実践的な取り組みへの転換が提案された。2016年、「自殺対策基本法」の一部改正により、自殺対策計画の策定が全都道府県、市区町村において義務化された。また、同年（平成28年）に当初の設定目標を達成し、自殺死亡率は16.8で、2005年より（20%以上）30.6%も減少させるというものであった。これは、十分評価される成果であり、国際的にも参考になる成功例である。2017年、第3次自殺総合対策大綱の策定時には、新たに「子ども・若者の自殺対策」が盛り込まれた。G7先進諸国の水準（仏13.8、米13.8、独12.3、加11.5、英7.5、伊6.6）まで減少させることが目指され、2026年までに2015年の18.5と比べ30%以上減少するという数値目標が設定された。

しかし、2019年以降のコロナ禍は、これまでの進捗に影を落とした。特に雇用形態および経済基盤の弱い女性や若者を中心に自殺率が上昇し、社会経済的な不安が自殺率に直結する事態となった。ポストコロナの現在、特に円安や物価高が引き起こす広範囲のインパクトが自殺率にどのように影響するかは懸念が残されている。

今後、日本が直面する課題は、持続可能な自殺予防策の継続的な改善と、経済的・社会的な変動がもたらす新たなリスクにどう対応するかである。政府、地域社会、個々の市民が一体となって取り組むことで、自殺という多面的な問題に対処する道を切り開いていくことが求められている。

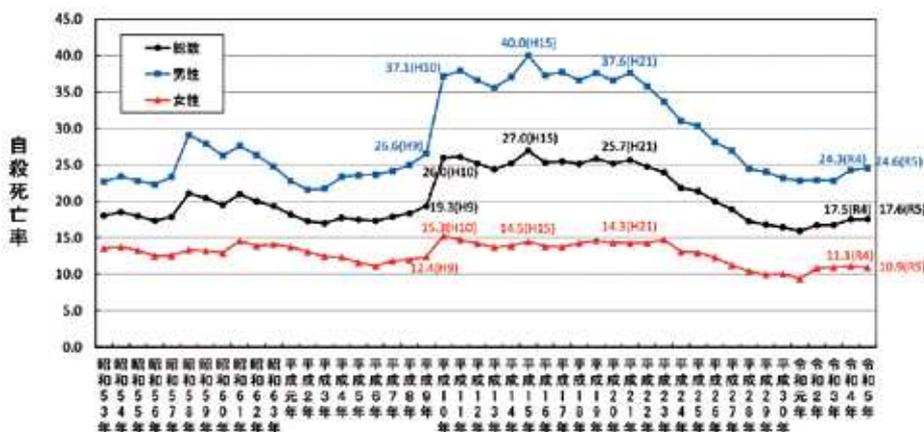


図1 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の年次推移  
 (出典：警察庁・厚生労働省 令和5年中における自殺の状況)

## 受講者募集！「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。

新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交代されました事業所の方など、受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◆開催日時・会場 各会場とも午後2時開始、午後4時15分終了予定（受付：午後1時30分から）

開催日	会場	所在地	定員(名)
7月11日(木)	尾張一宮駅前ビル(iビル) 2階 大会議室	一宮市栄3-1-2	60
7月12日(金)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	80
7月17日(水)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1102	名古屋市中村区名駅4-4-38	65
7月18日(木)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	65
7月19日(金)	豊橋商工会議所 406会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	50
7月22日(月)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1101	名古屋市中村区名駅4-4-38	65
7月23日(火)	刈谷市総合文化センター(アイリス) 501~503講座室	刈谷市若松町2-104	65
7月26日(金)	岡崎商工会議所 401会議室	岡崎市奄美南1-2	30
7月29日(月)	アイプラザ半田 研修室	半田市東洋町1-8	50

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

- ◆講習内容
1. 社会保険制度の仕組みについて
  2. 健康保険・厚生年金保険の適用、保険料について
  3. 健康保険給付の手続きについて

◆講師 社会保険労務士

- ◆申込資格
- 2023年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
  - 2023年8月から2023年12月までの間に新規適用となった事業所の方  
(申し込みは、1事業所1名様とさせていただきます。)

◆受講料 無料

◆申込期限 6月14日(金) ※申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。  
(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

## 申込募集！ 2024年度 プール利用補助券発行のご案内

下記施設のプール利用補助券を発行します。

契約施設・利用期間 ラグーナテンボス ラグナシアプール（蒲郡市海陽町）  
7月1日(月)～9月23日(月・祝)

発行枚数 6,000枚

※ただし、1事業所の交付枚数を事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記の表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

事業所規模 (被保険者数)	上限枚数
1~99人	10枚
100~499人	20枚
500~999人	30枚
1,000人以上	40枚

◆申込資格 2024度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者  
(ただし、2024年6月30日までに申し込みの場合は、2023年度社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者も対象とさせていただきます。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。  
(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

## 参加申込募集 「日帰りバスツアーハイキング」のご案内

名鉄観光バスドラゴンズパック「Let'sハイキング」コースのうち、下記のコース（出発地出発日限定）について、旅行代金の一部補助を行います。

参加補助券を発行しますので、当日ご持参ください。

### 「平泉寺白山神社から越前大仏を歩こう」コース **福井県**

- 出発日：6月15日（土）
- 集合場所/出発：名鉄バスセンター 4階
- 集合時間：午前7時20分（出発 午前7時40分）



- ◆ ハイキングコースについて  
難易度 初級者向け  
距離 約6.2km 時間 約1時間20分

◆ 旅行代金 おとな・こども(2才以上) 7,980円

◆ 補助金額 1名様につき 1,000円

◆ 募集定員 100名（1事業所4名様まで）

◆ 参加資格

2023年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

◆ 申込期限 6月4日（火）

\*募集定員に達したときは、受付を締め切らせていただきます。

（ホームページにその旨掲載いたします。）

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

## 事業所の名称、所在地等に変更があった場合は、お知らせください

事業所名称、所在地等に変更がございましたら、お手数ですが下記の様式にご記入のうえ、FAX（052-678-7331）または郵送にてお知らせください。

年 月 日

一般財団法人 愛知県社会保険協会長 殿

整理番号 ※

※会費の受領証（払込票）・口座振替のお知らせに記載されている整理番号を記入してください。

（変更のある項目のみ記入してください。）

	変 更 前	変 更 後
事業所整理記号	(例「中いろは」「東ABC」)	
フリガナ		
事業所名称		
事業所所在地	〒 -	〒 -
電話番号	( ) -	( ) -

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号 ( ) -

社会保険 **あいち** No.563

— 令和6年5月発行 —

記事提供：日本年金機構大曽根地域代表年金事務所  
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022  
名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階  
☎ 052-678-7330 URL <https://www.shaho-aichi.jp>